

平成30年度 第7回三郷区地域協議会

次 第

日時：平成31年2月25日(月)午後6時30分～
会場：三郷地区公民館 集会室

1 開 会

2 議題等の確認

3 報告

(1) 平成30年度地域活動支援事業の完了等について (10分)

(2) 地域活動支援事業 募集要項及び審査・採択の基本的なルールについて
(5分)

4 議題

(1) 自主的審議事項「三郷区の人口減少について」 (60分)

5 事務連絡

6 閉 会

平成30年度 地域活動支援事業【実績報告】

整理 No.	提案団体名	事業名
1	桜町町内会	桜町町内安全対策事業
4	三郷体育振興会	三郷地区大運動会事業
5	三郷体育振興会	いきいき健康ウォーク事業
6	三郷夏祭り実行委員会	三郷の熱い夏をみんなで楽しもう事業
9	ENJOY35	さんごう夏っ子クラブ事業
11	下四ツ屋町内会自主防災組織	下四ツ屋町内会安全・安心事業

平成30年度 地域活動支援事業【変更申請】

整理 No.	提案団体名	事業名
3	三郷地区の歴史・史跡を研究する会	三郷地区の歴史・史跡を研究する事業

〔上越市地域活動支援事業 平成31年度実施分 募集要項〕

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

みんな一緒に私たちの三郷地域を もっとよくする「まちづくり活動」の 提案を募集します！

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 平成31年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。

■募集期間

平成31年 4月 1日（月）から

5月 7日（火）まで【必着】

土日や閉庁後など
業務時間外に受付
を希望される方は、
予めご相談ください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

👉 《ここがポイント！1》

- (1)事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
- ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送料等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- (2)平成32年3月31日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

(1) 採択方針

各区が抱える地域課題等に応じて、優先的に取り組むべき事業を明らかにするものです。
ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

【三郷区の採択方針】

三郷区に暮らす人たちが、世代を超えた人と人との交流を深めながら、愛着を感じられる地域づくり、安全・安心にいきいきと暮らせる地域づくりを進めるために、三郷区の地域活動資金を活用し、住民が自ら主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先して採択します。

1 地域活性化に資する事業

[世代間の交流促進を図る事業]、[地域内の各種団体の活動を推進する事業]、
[三郷区の歴史資源の再発見・活用に係る事業]、[特産品や地域資源を創出するための事業]、
[路線バスの利用促進に向けた事業]、[農業後継者を育成確保する事業]、
[将来を担う若者の交流促進に向けた事業]

2 安全・安心な地域づくりに資する事業

[地域防犯・防災活動の充実を図る事業]、[通園・通学の安全を確保するための事業]、
[地域内の危険箇所の排除に関する事業]

3 住民の健康と福祉の増進に資する事業

[子育て支援に関する事業]、[子育て当事者同士の交流を促進する事業]、
[住民の健康の増進を図るための事業]、[高齢者支援体制の整備に関する事業]、
[高齢者同士の交流を促進する事業]

※ 上記1～3に該当しない事業については、優先して採択する事業には当たらないため、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。

《ここがポイント！2》

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は補助対象となりません。

- ①物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ②政治・宗教活動を目的とする事業
- ③公序良俗に反する事業
- ④国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
(事業計画の策定や推進のための会議など)
- ⑥行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(2) 審査基準

提案者からの事業説明を受け、提案事業について、下記の(ア)、(イ)、(ウ)の審査を行うとともに、採択方針への適合状況を確認した上で、総合的に判断し、補助事業としての採否を決定します。

- (ア) **基本審査**：提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認します。
※基本審査の結果、「適合しない」とする委員が過半数となった場合は、補助不採択となります。
- (イ) **優先採択審査**：提案事業が「三郷区の採択方針」の「優先して採択する事業」に該当するかを審査します。※この結果、「該当しない」とする委員が過半数となった場合は、優先採択事業には認められません。
- (ウ) **審査項目に基づく審査**：下表の審査の視点に基づき、地域協議会委員が、審査項目ごとに提案事業の採点を行い、各委員の採点結果を集計し、事業ごとの得点を算出します。

審査項目	配点	審査の視点
① 公益性	5点	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	5点	・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。
③ 実現性	5点	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参加性	5点	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発展性	5点	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

👉 《ここがポイント！3》

- ①地域協議会では、応募書類の内容を基に、必要により現地確認のうえ、提案者による事業説明を踏まえて、審査を行います。
- ②提案者による事業説明は、事業内容やそのねらいなどについて、短時間で説明していただきます。
- ③三郷区では、審査項目に基づく採点結果にかかわらず、採択方針により優先的に採択される事業（2ページの「採択方針」をご参照ください）に当たらない事業は、採択事業を決定する際の優先順位が低くなります。

■応募方法

所定の**事業提案書**に必要事項を記入し、**説明資料（団体の規約、見積書、図面など）**と合わせ、南部まちづくりセンターに**持参**してください。

👉 《ここがポイント！4》

- ①申請する場合は、「**地域活動支援事業に関するQ&A**」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ②補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、**事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合があります**ので、あらかじめご了承ください。
- ③**市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。**
- ④**自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。**（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ⑤応募に必要な様式及びQ&Aは、南部まちづくりセンターの窓口と三郷地区公民館の地域協議会情報コーナーに備えてあります。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■平成31年度の補助金額

事業ごとの補助金額は、地域自治区に配分された予算の範囲内で地域自治区ごとに定めます。
 なお、三郷区における助成金額の下限は1万円、上限は三郷区の予算の範囲内です。

《三郷区の予算 ●●●万円》

《ここがポイント！⑤》

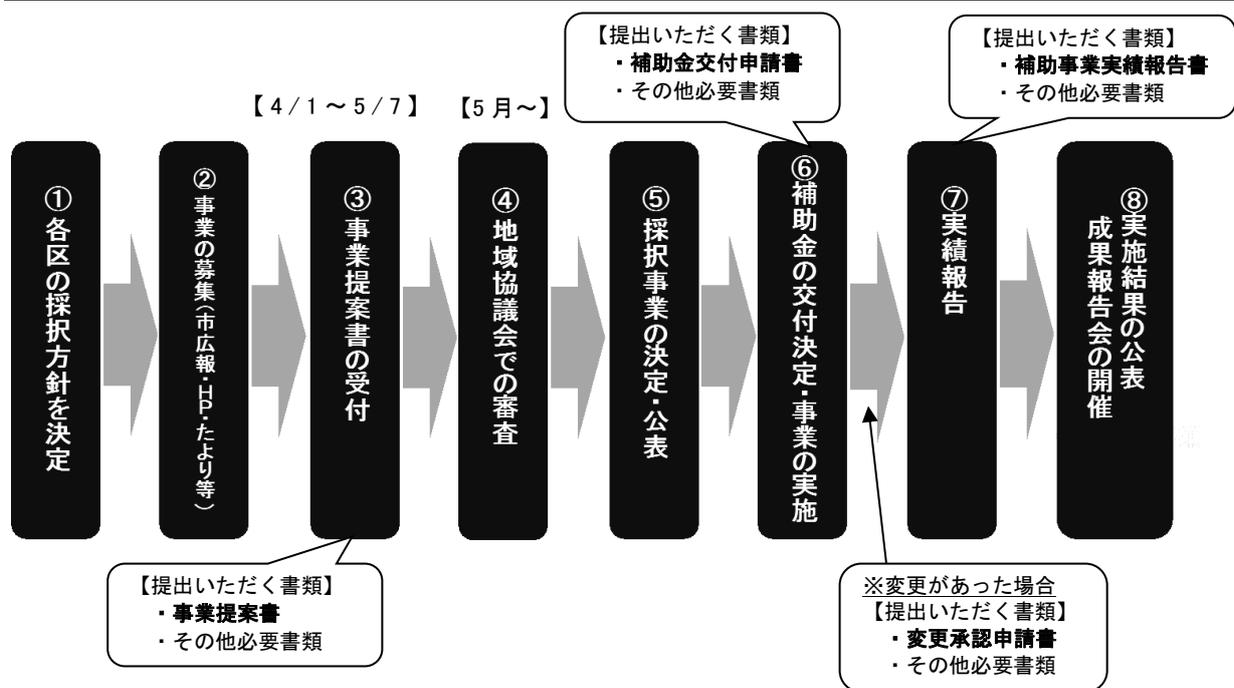
- ・補助金の額は千円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■事業の紹介・公表

提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。

また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）



ご応募をお考えの方は、まずはお気軽に
 南部まちづくりセンターにご相談ください！！

こちらまでご相談・ご応募ください！

三郷区の担当事務所	
南部まちづくりセンター	
〒943-0892 寺町2丁目20-1(福祉交流プラザ内)	
TEL 025-522-8831	
—事業全体の問合せ先—	
上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課	
TEL 025-526-5111 (内線 1429)	



H31年度 地域活動支援事業 三郷区 審査・採択の基本的なルールについて

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の採点者

- ①基本審査の最初の判定者は、事業説明に出席した全委員とする。
- ②基本審査後の採点資格者は、事業説明に出席した全委員とする。
- ③採点者は、事業説明に出席した委員とし、原則、全ての提案事業について採点を行うものとする。
※委員が所属する団体等が提案した事業であっても**審査・採点を辞退することは認めない。**

(2) 提案事業の通知

- ①事務局は、事業募集終了後速やかに、「申請概要一覧」を作成し、申請者による「事業提案書」とともに、各委員に送付する。

(3) 各委員による審査・採点

- ①各委員は、事前に送付された「事業提案書」を確認し、現地確認が必要とされた事業は各自で現地を確認したうえで、提案者による事業説明の際に質問する事項等をまとめる。(仮採点しておくことが望ましい。)
- ②事務局は、予め決められた日(後日決定)に地域協議会を開催し、提案者による事業説明を行う。
- ③各委員は、提案者による事業説明終了後、事業ごとに審査・採点を行う。
- ④審査・採点は初めに、「基本審査票」を使用して、基本審査を行うこととし、「適合する・適合しない」の別を「基本審査票」に記入する形式とし、記入後に事務局に提出する。
- ⑤事務局は、速やかに基本審査の結果を集計し、地域協議会に報告する。
- ⑥採点者の過半数(賛否同数により会長が最終判断をした場合を含む)が「適合しない」と判断した事業があった場合は、当該事業は、「採点シート」による採点を行わない。
- ⑦基本審査で「適合する」と判断された事業については、続けて「採点シート」を使用して、優先採択審査と共通審査を行い、得点等を記入した「採点シート」を事務局に提出することとする。
- ⑧各委員による採点結果は、事務局への「採点シート」の提出をもって確定することとし、**事後に疑義等が生じても修正は認めない**こととする。

【参考】三郷区の採点方法

- ①審査・採点は、「基本審査票」と「採点シート」に基づき、2段階で書類により行う。
- ②第1段階の「基本審査票」では、「適合する」または「適合しない」のどちらかを選択する。
- ③「基本審査票」で「適合しない」が過半数に至っている場合は、「採点シート」による採点を行わない。(同時に不採択となる)
- ④第2段階の「採点シート」では、優先採択審査と共通審査を行う。
- ⑤優先採択審査では、「該当する」または「該当しない」のどちらかを選択する。
- ⑥共通審査では、項目内の審査の視点ごとに、視点との適合度合いを「よい、普通、悪い」などでチェックし、その評価を踏まえて、審査項目ごとに採点(5点満点)を行う。
※審査項目ごとの採点は、**1点から5点の範囲で行う。**
※**全ての視点を評価し、5項目すべてに得点を記入する。**

(4) 提案事業の得点等の算出

- ①事務局は、「採点シート」による事業ごとの得点を集計し、全採点者の点数の合計点を提案事業の得点とする。
- ②ただし、事故等により、事業ごとに採点者数が異なることとなった場合は、全採点者の点数を単純平均したものを提案事業の得点とする。
※単純平均した結果は、順位を判別できる範囲で小数点以下の端数処理を行う。

(5) 提案事業の順位の確定

- ①優先採択審査にて、「該当しない」が、優先採択審査を行った採点者の過半数の場合は、優先採択事業にはならず「その他の事業」とする。
- ②優先採択事業とその他の事業に区分し、それぞれ上記(4)で算出した得点の高い事業順に並べる。
- ③提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をその他の事業よりも上位とする。
- ④この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。

- ⑤事務局は、提案事業の順位確定後、速やかに「提案事業順位表」をまとめ、地域協議会に報告する。(原則、事業説明の当日とする。)

【参考】提案事業の順位の確定イメージ

順位	提案事業(分野)	基本審査	優先採択	総得点
1	事業A(福祉)	○	○	100
2	事業B(イベント)	○	○	90
3	事業D(観光振興)	○	○	80
4	事業F(文化)	○	○	70
5	事業G(施設整備)	○	○	50
6	事業C(イベント)	○	○	30
7	事業H(施設整備)	○	×	60
8	事業I(施設整備)	○	×	40
-	事業E(施設整備)	×	-	-

2. 採択の基本的なルール

(1) 採択事業の検討

- ①基本審査で採点委員の過半数が「適合しない」と判断した事業については、当該事業は不採択とする。
- ②採択事業は、提案事業の順位が確定した後、上記の事業を除外した上で、三郷区の予算を**目安として**委員間で協議し、検討することとする。
- ③提案事業は、審査により確定した順位で採択するものとする。
- ④採択の当落線上に複数の提案事業が同順位(同点)で並んでいる場合は、当該事業間の優劣をつけることもできることとする。
- ⑤上記の場合であっても、当該事業以外の順位には影響を及ぼさないこととする。

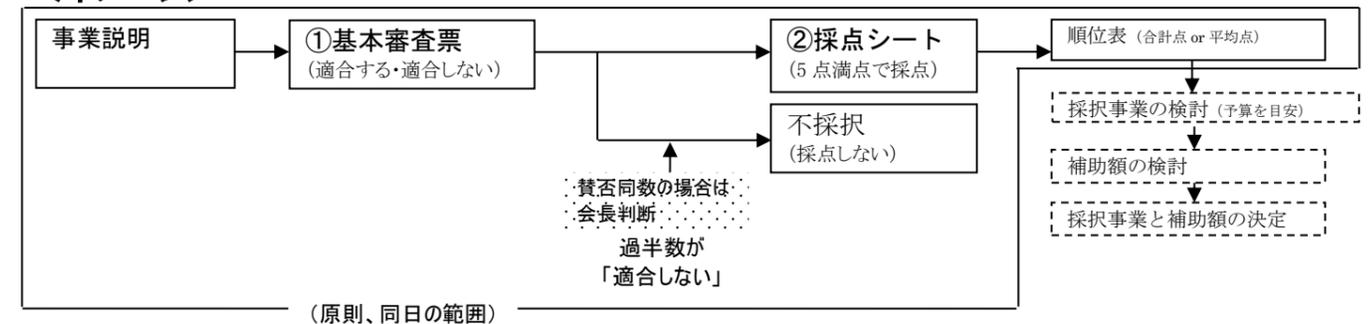
(2) 補助額の検討

- ①個別の事業への助成額は、上記(1)の採択事業に係る検討結果を踏まえ、地域協議会で検討することとする。
※採択事業の補助希望額の合計が、三郷区の予算を上回る場合は、補助金の配分方法について検討する必要がある。

(3) 採択事業と補助額の決定

- ①地域協議会は、採択事業と補助額の検討結果を、まちづくりセンター長に報告する。
- ②事務局は、速やかに採択事業と補助額の内容を市長に報告する。
- ③事務局は、採択事業と補助額の決定後、速やかに結果を公表する。

<イメージ>



3. その他

- ①補助額の上限は三郷区の予算の範囲内とする。下限は1万円とする。

【三郷区】
地域活動支援事業 基本審査票

【注意】 記名しないこと

1 採点対象

整理 No.	
事業名	
提案者	(名称) (代表者)

2 基本審査

※右の「適合性」欄のいずれか一つに☑を入れてください。

・地域活動支援事業の目的と合致しているか (地域の課題解決・活力向上に資するものか)	適合性
	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない

【三郷区】
地域活動支援事業 採点シート

【注意】 記名しないこと

《ご注意》

○審査の当日に「基本審査票」にて、過半数が“適合しない”となった場合は、下記は集計されません。
○ただし、当日速やかに採点が出来よう、当日までに仮採点をしておいてください。

1 採点対象

整理 No.	
事業名	
提案者	(名称) (代表者)

2 優先採択・共通審査

(1) 優先採択審査

※右の欄のいずれか一つに☑を入れてください。

<p>・三郷区の採択方針にある優先して採択する事業に該当しているか</p>	<p><input type="checkbox"/> 優先採択事業に該当する</p> <p><input type="checkbox"/> 優先採択事業に該当しない</p>
---------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 共通審査

※採点は、1点から5点の5点満点です。(0点はナシ)

※基本審査で「適合しない」と判断した委員も、採点は全て行ってください。

審査項目	審査基準	メモ欄※	配点	採点欄
		良い 普通 悪い		
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか 全市的な方向性と合致しているか 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか 	_____ _____ _____	5	
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情や住民要望に対応したものか 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか 緊急性の高い提案事業であるか ほかの方法で代替できないものであるか 	_____ _____ _____ _____	5	
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか 資金調達の規模や時期に無理はないか 	_____ _____ _____	5	
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか 	_____	5	
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか 事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか 	_____ _____ _____	5	
合計			25	/

※メモ欄は審査の目安としてご自由にお使いください

人口減少の原因について 委員意見まとめ

(平成 30 年 11 月 27 日 第 5 回地域協議会)

1. 少子化

- ・現在、三郷小学校の全校生徒は 94 人だが、保育園は 5 人以下のクラスもあるようだ。
- ・子どもが生まれた家庭は 2 夫婦くらいで、後が続いていないという町内もある。
- ・昔は兄弟の数が多かったが、現在は教育にお金が掛かることもあり、少なくなっている。

2. 核家族化

- ・お互いに気を遣うため、子ども夫婦と別々に所帯を持つことが当たり前になっている。
- ・長男、長女が家の跡を継ぐという概念がなくなってきている。
- ・時代が変わり、親と一緒に住まなくてもよいという考え方になってきている。
- ・夫婦と子どもだけで住んでいれば気楽であり、途中から親と一緒に住むのは抵抗があるのだろう。家を買って分家に出すのが一種のブームになり、どんどん団地ができた。
- ・親と一緒に住むことについて、昔は抵抗がなかったが、今の時代はそうしないのが当たり前のようになった。

3. 市外への進学・就職

- ・地元で就職したいと思っても、希望するところがなければ都会に出る。また、都会の大学に行けば、そこで就職し地元に戻ってこない。
- ・自分の夢をかなえようとする、地元で就職先がない場合がある。
- ・地元によい就職先があまりないためか、若い人は県外に勤めることが多い。
- ・子どもを勉強させるために都会へ進学させると、その人たちは帰ってこない。帰って来たいという気持ちがあっても、結婚や勤め先の関係がある。

4. 農業離れ

- ・三郷区のベースは農業だが、委託が多くなり、地元にとどまる必要がなくなっている。
- ・農地の面積は昔からあまり変わらないが、農業をする人が少なくなっている。
- ・農業のやり手がないため、後継ぎがないことから家が絶え空き家になってしまう。農業に魅力がない、農業では収益が上がらず生活が成り立たない、仕事を他に求める、三郷にいても魅力がない、となる。

5. 時代の流れ

- ・価値観の多様化が認められ、それを実現するためにそれぞれがやりたいことをして生きている。女性も責任を持って仕事をするとなると、夫の意向だけでは決められなくなっている。

三郷区に転入された方との座談会 結果概要

(平成30年12月19日 第6回地域協議会)

1. 三郷区に転入された動機

【転入者1】

- ・娘夫婦から一緒に住みたいと話があったため。
- ・上越市、妙高市それぞれで探し、妙高市の方が税金は少し安くそれなりの物件もあったが、最終的には住環境で決めた。2世帯で住むのに、立地、環境、その他生活に諸々の面で大変よい。
- ・何十年も市街地にいたため、なじめるか心配だったが、今は非常に満足している。

【転入者2】

- ・結婚を機に家を探していたら、紹介された家が会社にもお互いの実家にも近かったため。

【転入者3】

- ・以前住んでいた妙高高原は豪雪地域で、老後は少しでも雪の少ないところと思ったため。
- ・娘が近くに嫁いでいることもある。
- ・息子が東京の学校に行っており、帰ってきて就職するなら上越の方がよいと思い、土地だけは先に求めた。息子が完全に東京に住んでしまったため、7年くらい前に家を建てた。

2. 三郷区に住んでいて良かった点

【転入者1】

- ・現在住んでいる町内が団地でないところに魅力を感じている。以前住んでいたのは400世帯近い町内会で知らない人も多く、気を使う部分があった。今はそういったことはない。現在住んでいる町内は世帯数が70くらい。町内会は100世帯前後がまとまり的にも、雰囲気的にも団結してよい。
- ・皆さん気さくで、様々なことを教えてと言っても喜んで教えてもらえるため非常にありがたい。
- ・体験学習的なものを子ども達にさせるには非常に恵まれている。キュウリがどのように育って実を結ぶのかを実体験でき、学校でそのような話を子ども達同士でできるようだ。

【転入者2】

- ・買い物に行くにもどこでも近い。

【転入者3】

- ・今まで住んでいたところはどこまで自分の土地かはっきり分からないような感じだったが、現在住んでいる町内は区画整理されているためよい。
- ・スーパーや病院などいろいろなところが近く、生活するにはよい。
- ・自然環境も場所によってはこちらの方がよい。山というのは近くから見るとは遠くから見るとよい。河川敷などによく散歩に行っているが、そこから見る妙高連山は素晴らしい。近くにいた時はそんなに感じなかったが、ここに来てそう感じた。

3. 三郷区に住んでいて悪かった点

【転入者1】

- ・子育て環境は少し物足りない。子どもの数が少なく、友達同士で遊び切磋琢磨するような機会がなかなか設けられない。子ども達同士の行き来は町内を越えてしているが、本人だけでは行かせられず親がついて行かないといけないため、遊べる日が土日に限られてしまい不便である。

【転入者2】

- ・子ども達も一緒に近所で遊んでいるため、もう少し広い遊べる場所があればよいと思う。
- ・今まで実家暮らしで除雪はほとんどしたことがなかったが、今は冬になると朝の5時頃からピーターで除雪しなければいけないため、それは少し辛い。

【転入者3】

- ・現在住んでいる町内は公共下水道が少ないため、いきなり引き込みにお金がかかるのが心配。年を取ってきてあと何年も住めないのに、そのようなお金は出せない。

三郷区に転入された方との座談会 結果概要

(平成30年12月19日 第6回地域協議会)

4. 委員からの質問

【竹内副会長】

三郷地区は農村地域が中心のエリアだが違和感はあるか。

- 【転入者1】・違和感はない。「えさらい」などは無理して出なくてもよいと言われた。非農家に対して非常に深く理解してもらっているため、ありがたいと思っている。
- ・農家経営者の方は商売をやっている家という認識で、農家という意識はあまりない。
 - ・生産者の年齢が高くなり、経営する方が少なくなっているため、大変ではないかと感じる。どのような機能があれば人口減に歯止めをかけ活性化が生まれるのか、漠然と考えている。

【伊藤委員】

子どもを育てる場所にはとてもよいと思うが、子どもの数が少ない。子どもにとって住みよい場所になるためのヒントがあれば。今まで住んでいた場所で子どものためにしていたことがあれば教えてもらいたい。

- 【転入者3】・集落内の太鼓の好きな人が子ども太鼓のクラブを開いていた。私の子どももクラブに入っていた。子どもを通じて各家庭の繋がりもできていた。また、スキーも好きだった。
- ・勉強より体を動かす方を重視して、集落を挙げてやっていた。

【尾崎委員】

もし友達や知り合いに家を探していると言われ、自宅の隣が空いていたら勧められるか。

- 【転入者2】・勧めたい。知り合いがいた方がよい。
- 【転入者1】・もし知り合いに転入したい方がいれば、大賛成で勧めたい。本当に住みよい。
- ・今は車社会であり、郊外でも支障はない。今の若い方も、田舎でも不便さを感じないと思う。家族が住みよい住環境を一番の問題にしなければいけない。

【二野委員】

皆さんの家は新築か中古か。また、三郷区の土地や中古物件は比較的安かったか。

- 【転入者1】・急遽だったため中古である。
- ・安くない。市街地と変わらない。
- 【転入者2】・建ててあった新古住宅。
- 【転入者3】・新築。土地は早い時期に購入した。
- ・私のところは、他から比べたら安い方ではないか。

5. 転入された方からの意見

【転入者1】

- ・少子化、人口減少の問題は、回復は期待できないが減少を止めることはできるのではないかと。個人個人の繋がりから地道に外へ発信していけば、「行ってみたいな」、「ちょっと感じてみたい」という人は出てくると思う。
- ・高校卒業後、進学や就職でここから離れてしまう方が大半。いろいろなテーマを出してその辺を聞き取り、それを子ども達に植え付けていくのがよいと思う。

高士区地域協議会と三郷区地域協議会との意見交換会 意見交換結果概要

(平成31年1月29日開催)

【Aグループ】

○地域おこし協力隊について

- ・三郷区から高士区に対し、地域おこし協力隊の活用について質問した。
- ・高士区の委員からは、「地域おこし協力隊の活用は可能だが、制度を受ける側として今後どのように準備、対応していけばよいか、更に協議を進めていく必要があると考えている。」との話があった。
- ・依頼しても地域おこし協力隊が来てくれるかは分からず、協力隊が来てはすぐに辞めてしまうこともあり、なかなか難しい現状もある。
- ・地域おこし協力隊を活用することで、SNS等を利用したPR等、自分たちができないことをしてもらえるメリットがあり、高士区の委員から「今日の意見交換で、地域おこし協力隊に望むことについてのアイデアやイメージが広がった」との話があった。

○今後の取組のアイデア

- ・岩の原葡萄園を中心とした様々なイベントについて意見が出た。例えば野菜の販売や高士スポーツ広場の公園としての利用、ブドウの収穫期に手伝いへ来てくれる方の宿泊場所を提供する等のアイデアが出た。
- ・三郷区では魅力発信として、様々な活動や三郷区のよい点をアピールしながら活動していかなければならないとして、アピールする手段についての知恵を絞りあてていくことが大事であるとの意見が出た。

【Bグループ】

○情報の発信

- ・空き家情報などを添えて地域のPRポイントを発信していくことが必要である。
- ・三郷区の魅力について、転入された方との座談会で出された話を紹介した。高士区でも、公民館活動で地域の魅力をまとめたマップを作成したほか、高士区の環境条件や財産についてまとめてきたが、その活用方法が課題であるとの話があった。
- ・三郷区も高士区も、農村地域で自然環境がよく、のどかなところが共通の魅力である。
- ・情報はインターネットのブログやSNS等を活用して発信するのがよいが、単に情報を発信するだけでなく、情報を探している人に届くような工夫が必要である。また、相談もできる窓口もあるとよい。
- ・対象者の年齢は限定しない方がよいが、若年層の夫婦を呼び込む必要があるとの意見も出た。
- ・地域協議会はこれらの活動を行える団体ではなく、また事業の実施もできない。
- ・三郷区、高士区ともに振興会があり、そこに専門の部署を設けたらよいとの意見が出たが、現在の体制では新たな活動の受け入れは難しく、人材と予算が課題である。
- ・地域おこし協力隊など、行政の制度をうまく活用できたらよい。
- ・一つの区だけ実施するのではなく、三郷区や高士区、あるいは諏訪区等の方々を集めて実施するのもよい。

事務事業評価の実施について

1 目的

総合計画の施策評価と事務事業評価を組み合わせ、限られた経営資源の範囲内で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行革的視点から事業の必要性・有効性・効率性を評価することにより、施策の実現に資する重要な事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもの。なお、現時点では行政の自己評価にとどまることから、評価結果を見直し案と位置付け、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進めるものとする。

- (1) 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- (2) 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- (3) 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認。事業執行の更なる効率化

2 対象事業

- (1) 平成 31 年度から平成 34 年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業
ただし、施設の廃止・見直し等については、平成 32 年度末までに個別施設計画を策定するため、対象外とする。
- (2) 予算に計上はないが、一定以上の業務量を要する事務事業

3 評価の手順

(1) 施策評価

総合計画前期基本計画に基づく 42 の基本施策を構成する 106 の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後 4 年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映

(2) 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・人事課・企画政策課・財政課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

4 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等を検証） ・行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替の可否を検証）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成 27 年度～平成 29 年度）を検証 ・政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・民間活力等の活用による事業実施の可否（事業の実施方法を検証） ・事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否を検証） ・適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保を検証）

5 評価結果の区分（事業の方向性）

平成 34 年度までの事業の方向性について、次の区分により評価を行う。

評価区分	内容
廃止	・ 廃止とする事業
一部廃止	・ 事業規模、事業費、対象者等を縮小する事業
見直し	・ 事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事業 ・ 事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事業 ・ 今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事業
拡充	・ 事業規模、事業費、対象者等を拡充する事業
完了	・ 完了済み又は完了予定の事業
現状維持	・ そのまま継続して実施する事業

【見直し例】

- ・ 経費が増大する既存事業の見直し
- ・ 事業効果の低い事業の見直し
- ・ 施設の管理運営手法の見直し
- ・ 貸付料の見直し
- ・ 各種手数料、使用料、利用者負担金等の適正化
- ・ 補助金に関する基本方針に基づく、補助金・交付金の見直し
- ・ 子育て、教育関連事業の拡充

6 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の公表

- ・ 評価結果に基づく見直し案を、平成 31 年 2 月下旬に市ホームページ等で公表

(2) 評価結果の反映

- ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」の策定
- ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成の実施（平成 31 年度予算編成作業及び関係者協議を実施中）

(3) 関係者との協議

- ・ 事務事業評価は、平成 35 年度以降の財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、評価結果を見直し案と位置付け、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進める。